

令和5年4月1日

株式会社 新庄輸送サービス

令和5年度 運輸安全マネジメントの取り組み

「安心・安全」を最優先に当社では、地域社会に貢献し信頼される企業を目指し、社員一丸となって、もてなしの心を持って輸送の安全を積極的に取り組んで参ります。

依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等を重点施策として取り組み、バス事業者における総合的安全対策を実施し目標達成に向けた、今後の当社運輸安全マネジメントの取り組みとする。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定(P)・実行(D)・チェック(C)・改善(A)のサイクルを確実に実行し、安全対策を継続的に推進する事により、全社員が一丸となった高い安全意識で業務を遂行し、更なる輸送の安全の向上に繋げる。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 安全方針

- (1) 輸送の安全確保が事業の根幹であることを肝に銘じ推進する。
- (2) コンプライアンスを遵守し、健全な状態での輸送を推進する。
- (3) 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修等で意識・技能向上を図り、経営トップによる社員からの安全に関する意見の吸い上げを行い浸透させる。
- (4) 各自の現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット、遭遇した体験談を語る場を設け、合わせて資料集計し共有化し安全輸送に活用する。
- (5) 計画に基づいた安全対策を実施し、改善ポイントを整理・分析し、継続した改善行動に生かす。

3. 令和5年度のスローガン

安全なくして利益なし

4. 安全重点施策

(1) 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの推進。

- ① 計画的な人材確保と効率的な作業環境整備に取り組む
 - ・ 新型コロナも5類への移行が計画されているが感染対策は、今後も継続するものと考え変化する中で附帯作業等は注視していく
 - ・ 人手不足の深刻化、働き方改革への対応
- ② 緊急時のフォローアップ体制の見直しと迅速・適切な運行体制の見直し
 - ・ 激甚化・頻発化する災害への対応
 - ・ 人流、物流の変化への対応

(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等の悪質な法令違反の根絶。

- ① 乗務員教育、事故防止等の各機会において社会状況等を交えながら、根絶指導を行う
 - ・ 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発を行う
 - ・ 「ながら運転」の増加の対策
 - ・ 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

(3) 自動車の先進安全技術の計画的な導入を検討して行く

(4) 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策。

- ① 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ② 高齢歩行者の死傷事故への対応
- ③ 高齢運転者事故への対応

(5) 原因分析に基づく事故防止対策と関係者の連携による安全体質の強化。

- ① バス業界の特徴的な事故の対応
- ② 健康に起因する事故の増加への対応
- ③ 大型車の点検整備の実施の推進
- ④ 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化
- ⑤ 初任、経験不足運転者等への適切な指導監督
- ⑥ 国・県・同事業者等の動向に注視し必要に応じた対応を行う。

5. 輸送の安全に関する目標と取り組み状況

【令和5年度災害発生抑止目標】

- | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|---|--------|
| (1) 死亡事故・重大事故の撲滅 | : | 0 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | へ |
| (2) 自責事故の低減 | : | 0 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | へ |
| (3) 自損事故の低減 | : | 0 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | へ (継続) |

【令和4年度災害発生抑止実績】

- | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|---|--------|
| (1) 死亡事故・重大事故の撲滅 | : | 0 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | (目標達成) |
| (2) 自責事故の低減 | : | 0 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | (目標達成) |
| (3) 自損事故の低減 | : | 1 | 件 | ⇒ | 0 | 件 | (目標達成) |

【取り組み内容】

- (1) 前年度同様に、事故要因のトップである他車との衝突事故、右左折時の衝突の防止のため車間距離の確保、左右の安全（死角）確認の徹底を実行する。
- (2) 事故多い冬期間の事故防止の強化。（冬道の安全5則の徹底）
- (3) 健康問題に起因する事故防止のため予防対応を実施。
- (4) 「なれ・マンネリ化・過信等」による事故防止、運転時の集中維持を指導する。
- (5) ドライブレコーダー映像による、自己の運転内容を振り返る機会を増やし個々の改善・スキルアップの場を増やす。

6. 事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故報告を行う。（前年度：発生無し）

7. 安全管理規定

別紙 「安全管理規定」 株式会社 新庄輸送サービス 参照。

8. 輸送の安全のために講じる計画・処置

(1) 運転者教育

- ① 法令の定める安全教育事項の年間教育を実施する。

- ② 高齢運転者が増加傾向にあり、適正診断結果に基づく自己の運転傾向を十分認識した運転ができるよう、助言指導を重視し安全の向上を推進する。
- ③ 死亡・重大事故、自責・自損事故の防止意識の高揚を実践訓練として実施する。
- ④ 実車添乗指導による各人の運転スキル向上教育を継続し実施する。
- ⑤ ドライブレコーダーの録画を使用した実技指導の機会を増やす。
- ⑥ 現場にヒヤリ・ハット「メモ」を置き現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット、遭遇した体験を吸い上げ共有化し事故の低減を図る。

(2) 外部研修会への積極的な参加を推進する。

- ① 外部研修・外部講習（バス協会・NASVA等）の参加・開催を実施する。
- ② 法定資格者の増員対応を実施する。（運行管理者・整備管理者、各補助者、他）

(3) 突発的な運転者の心身異常に対する、健康管理の重要性と改善の指導を図る。

(4) 会議の開催

- ① 幹部社員の2回／年の定例会議を実施する。（事業報告・輸送の安全報告等）
- ② 輸送の安全に関する取り組み報告の中間報告会を実施する。
- ③ 年度末事業展開・安全状況総括会議を実施する。

9. 安全に関する組織体制

「安全管理体制（組織図）」 参照。

10. 事故・災害に関する報告・連絡体制図

「緊急時の連絡体制」 参照。

- (1) 事故検討会を一定期間ごとに開催し、事故原因と背景を究明し、原因及び問題点などを抽出し対策を講じて再発防止に努める。
- (2) 安全推進委員会の開催。
年間の輸送の安全に関する目標と取り組みに基づき推進委員会を開催し事故防止の継続的推進を行う
- (3) 緊急時想定訓練の実施。

- (4) 経営者と部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化をはかり、輸送の安全向上に努める。

1 1. 内部監査・他取り組み

- (1) 定期的な輸送の安全に関する内部監査を実施し、指摘事項の是正・処置による安全品質・法令遵守の向上を図る。
- (2) 輸送管理状況の監査を実施し継続した是正・処置による安全品質の向上を図る。
⇒ 2回／年
- (3) 全国交通安全運動に準じた「輸送の安全強化運動」を実施する。
- (4) 経営トップへ定期的な各部門の安全への取組状況を報告し、継続した改善推進を実施し成果の向上を図る。

1 2. 安全統括管理者に関わる情報

規程により、安全統括管理者を選任し新たな変更はありません。

以 上